

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は、保険出張所）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（現在は、B社）C所における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は、19年9月15日であったと認められることから、申立人に係る労働者年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から21年6月頃まで

私の夫は、以前、A社C所で勤務していたと言っていたので、年金事務所に厚生年金保険被保険者記録について調査を依頼した。

年金事務所からの回答によると、A社C所に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は確認できるが、資格喪失日が確認できないとのことなので、調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和17年6月1日から19年9月15日までの期間について、労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）の被保険者台帳記号番号払出簿（払出簿）によると、申立人と同姓同名で生年月日も一致し、基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は、昭和17年1月1日）が確認できるところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）は見当たらず、A社C所に係る戦時中の健康保険労働者年金保険被保険者名簿は、焼失しており、申立人の資格喪失日を確認することができない。

また、前述の払出簿から、A社C所において昭和17年1月1日に被保険者資格を取得した304人（申立人を含む。）を抽出したところ、申立人と同様に旧台帳の記録が見当たらない者が18人見受けられ、当該18人のオンライン記録を見ると、13人の資格喪失日が18年4月1日から53年8月27日までの範囲で記録されていることが確認できる。

さらに、都道府県及び厚生労働省からの回答によると、申立人は、志願して

昭和 19 年 9 月 15 日に軍現役兵として入営し、21 年 6 月 15 日に除隊していることが確認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなせない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

なお、前述のとおり、払出簿には、申立人の資格取得日は、昭和 17 年 1 月 1 日と記載されているところ、同年 1 月に施行された労働者年金保険法において、同年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間は、同法の適用準備期間であり、労働者年金保険料の徴収は同年 6 月から開始することが定められている。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 9 月 15 日に軍に入営する前日まで、A 社 C 所において継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る労働者年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の同社同所における労働者年金保険被保険者の資格喪失日は 19 年 9 月 15 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 19 年 9 月 15 日から 21 年 6 月頃までの期間については、前述のとおり申立人が志願して軍に入営していた期間であり、B 社は、「申立人の申立期間における勤務実態等については、不明である。」と回答している上、前述で抽出した同僚 303 人のうち、連絡先の判明した 13 人に照会したところ、回答があった 7 人は、申立人のことを記憶しておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B社C支店）における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和53年4月1日から同年9月30日までA事業所でD職をした後、同年10月1日付けでE職（昭和53年10月にF共済組合員）となったが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在職証明書、申立人が提出した人事異動通知書及び同僚の供述により、申立人が申立期間もA事業所のD職として継続して勤務していたことが確認できる。

また、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった昭和43年6月1日から57年5月1日までの期間に厚生年金保険被保険者となった者のオンライン記録を見ると、申立人と同様に、厚生年金保険からF共済組合への切替えが行われた41人（申立人を除く。）には、切替え時の年金記録に空白期間は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和53年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和53年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚

生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から同年6月1日まで

私は、A社で昭和35年10月から38年8月まで継続して勤務したが、年金事務所から通知が届き、同社での厚生年金保険被保険者期間に1か月の空白期間がある事実を知った。申立期間は、私の所属していた部課が同社B工場から同社C工場に移った時期であるが、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答及び申立人と同日付けで同社C工場に異動となった同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和38年6月1日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「当時の担当者の届出誤りと思われる。」旨回答していることから、事業主が昭和38年5月30日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。